

岐阜市立女子短期大学における競争的資金の間接経費の使用に関する基本方針

令和3年6月8日制定

1. 趣旨

岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）における競争的資金の間接経費について、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するために、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、使用に関する基本方針を定める。

2. 定義

- (1) 「競争的資金」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公募型の研究資金をいう。
- (2) 「配分機関」とは、競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関または研究者に配分する機関をいう。
- (3) 「被配分機関」とは、競争的資金を獲得した研究機関または研究者の所属する研究機関をいう。
- (4) 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関または研究者が使用する経費をいう。
- (5) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいう。

3. 間接経費の額

この基本方針において、間接経費の額は直接経費の30%に当たる額とする。ただし、配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに基づき準拠するものとする。

4. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するための経費として使用し、主な使途を「別表1」として例示する。

5. 配分機関への報告

間接経費の執行状況について、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費執行実績報告書等を指定された期日までに、配分機関に提出する。ただし、報告不要の配分機関に対してはこの限りではない。

(別表1) 間接経費の主な使途の例示

本学において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。